

日本工業大学工業技術博物館後援会 会則

第1条 日本工業大学工業技術博物館（以下「博物館」という。）の活動を後援し、日本の技術教育の改善に資することを目的として、博物館に日本工業大学工業技術博物館後援会（以下「後援会」という。）を置く。

第2条 この後援会は、事務所を埼玉県南埼玉郡宮代町学園台4-1-1に置く。

第3条 博物館の設立の趣旨に賛同し、博物館の事業を援助しようとするものは個人・法人を問わず後援会に入会し、会員となることができる。

第4条 会員は、博物館の事業に差し支えなきかぎり、博物館において次の事項をなすことができる。

- (1) 博物館内の施設（講義室をふくむ）を利用すること。
- (2) 博物館と協力して特別展の企画に参加し、その特別展の趣旨にあう資料を出品展示すること。
- (3) 新製品展示コーナーを設置した場合、出品して一定期間製品のPRをすること。
- (4) 企業案内・製品カタログ等の資料を、博物館内において展示頒布すること。
- (5) 定期的に刊行される工業技術博物館ニュースの無料頒布をうけること。
- (6) その他希望により工業技術博物館ニュースに、一定のスペースの広告を掲載すること。
- (7) 表彰事業を行うこと。

第5条 本会は次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名 理 事 若干名 監 事 2名

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事は、本会の会務を審議する。
- (4) 監事は、業務及び会計の監査を行う。

第7条 役員の仕事は2か年とする。ただし重任を妨げない。役員に欠員が生じた場合、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第8条 会長は、後援会員の中から総会において選出する。なお、副会長、理事および監事は、博物館長と協議の上会長が後援会員の中から委嘱する。

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱し会長の諮問に応じる。

第 10 条 後援会の事務を処理するため、事務局を設け、所定の職員をおく。

2 職員は、博物館職員の中から、博物館長と協議の上会長が委嘱する。

第 11 条 本会に、次ぎの会をおく。

(1) 総会 (2) 役員会

第 12 条 総会は、全後援会員の 5 分 1 以上の出席をもって成立する。ただし、委任状による定足数を認める。

2 総会は、年 1 回 5 月に会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 事業、決算報告 (2) 事業計画、予算 (3) 会長の選出

(4) 役員を選出 (5) 会則の改廃 (6) その他の重要事項

3 議長は会長が務め、議事の決定はすべて出席会員の過半数の同意による。

4 会長は、次の場合、臨時総会を招集することができる。

(1) 会長が、必要と認める場合。

(2) 後援会員の総数の 5 分の 1 以上の要求があった場合。ただし、この場合には、これを 1 か月以内に開催するものとする。

第 13 条 役員会は、会長が必要に応じて招集、次ぎの事項を審議する。

(1) 事業計画立案および執行 (2) 予算立案および執行 (3) 総会の議案

(4) その他必要と認めた事項

2 議長は会長が務める。

3 役員会における議決は出席者の過半数の同意による。

第 14 条 会長は必要に応じて幹部会を設けることができる。

2 幹部会の構成は、会長、副会長、理事若干名、博物館館長、その他会長が必要と認めた人とする。

3 幹部会は、必要により役員会で審議すべき事項案の選定および後援会で審議する事項の事前検討等を行う。

第 15 条 この後援会に次の会員を置く。

(1) 個人会員 この後援会の事業に賛同して入会した個人

(2) 法人会員 この後援会の事業に賛同して入会した法人

(3) 知匠会員 70 歳以上で、後援会に 25 年以上在籍したもので、幅広い実務経験を持つその道の達人と認められ、後援会が主催、共催する各種企画に積極的に参加し、後進の指導に当たっていただけ個人

(4) 名誉会員 後援会、博物館活動に功労があり、工業技術分野の発展に特に功労があった個人

2 知匠会員、名誉会員については、役員会の決議をもって承認するものとする。

第 16 条 会員の年会費は、法人会員 1 口 10 万円、個人会員 1 口 1 万円とし、1 口以上を納入するものとする。

2 知匠会員、名誉会員は、年会費を納めることを要しない。

第 17 条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が、次のいずれかに該当するに至った時は、会員資格を喪失する。

(1) 年会費を納入せず、督促後なお 1 年以上納入しないとき。

(2) 当該会員が死亡したとき。

(3) その他、資格喪失すべき正当な事由があるとき。

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 19 条 本会則に定めなき事項については、役員会の審議により決定する。

付 則

1 本会は、平成 3 年 10 月 2 日をもって設立する。

2 内規が必要な場合は、別に定める。

3 本会則は、平成 3 年 10 月 2 日より施行する。

4 平成 7 年 5 月 19 日一部改定

5 平成 13 年 5 月 31 日一部改定

6 平成 16 年 5 月 20 日一部改定

7 令和 4 年 6 月 2 日一部改訂